

## 北川村若者定住促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、村内若者人口の流出防止及び村外からの新たな若者の流入等、人口の維持・増加を目指すことと併せて、貴重な村内の宅地において増加傾向にある、空き家・空き地の有効活用を目的として、北川村内において、40歳以下の夫婦が新たな住宅を新築する、または、定住を目的として村内に所有する住宅を改修する費用に対して、予算の範囲内において北川村若者定住促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この補助金交付要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅：申請者が自己の居住を目的として本村に建築または改修する建物をいう。
- (2) 新築：新たに住宅を建築することをいう。
- (3) 増築：既存の住宅に新たな部分を付け加えて建築面積や延べ面積を増やすことをいう。
- (4) 改修：住宅の性能・機能等を向上させる工事または現状維持若しくは以前の状態に回復するための補修工事をいう。
- (5) 補助対象住宅：北川村内に存する住宅であり、自己の居住を目的とするもの。
- (6) 建築物：土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものをいう。
- (7) 申請者とは本補助事業の申請を行う者であり、新築の場合は住宅登記人、既存住宅の改修の場合は住宅の所有者（同居の親族が所有する場合等を除く）とする。なお、交付決定通知後においては、申請者を交付対象者と読み替えることとする。

### (補助対象者の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 本補助金の交付について、第7条に規定する事前申し込みを行った者
- (2) 北川村に住所を有している、または、補助対象住宅の完成後に村内に定住する予定があり、北川村内に22年以上定住する意思があること。
- (3) 申請日現在において、申請者が同居している配偶者を有し、40歳以下であること。ただし、申請者が35歳以上40歳以下の場合においては同居の子どもが1人以上いること。
- (4) 日本人である又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (5) 申請者及び補助対象世帯員全員が、市区町村税を滞納していないこと。

- (6) 北川村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと。
- (7) 過去に本補助金の交付を受けていない夫婦であること。
- (8) その他、村長が不相当と認めた者でないこと。

(補助対象住宅の要件)

第4条 補助金の交付対象となる住宅とは次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 新築住宅

- ・北川村内に建築される住宅であること。
- ・申請者が自ら居住する目的で建築すること。(賃貸を目的としないこと)
- ・建築基準法その他関係法令に適合すること。
- ・北川村が整備した宅地造成地に建築する住宅でないこと。

(2) 増築・改修住宅

- ・北川村内に存する住宅であること。
- ・申請者が所有(同居の一親等内の親族が所有する場合を含む)し、かつ自らが居住する住宅であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表に掲げるものとし、申請年度中に支払った経費とすること。なお、補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助対象外経費)

第6条 次に掲げるものは補助対象としない。

- (1) 土地の取得に要する経費。
- (2) 店舗等の用途を兼ねる住宅の場合は、店舗等の部分に要する経費。
- (3) 第5条第1項別表に規定する補助対象経費の内容に関して村の他の助成制度による補助等を受けた、又は受ける見込みのある経費。
- (4) 第5条第1項別表に規定する補助対象経費の内容に関して国、他の地方公共団体等の公的制度による補助等を受けた、又は受ける見込みのある経費。
- (5) 車庫、倉庫、外構部分及び家具家電等の独立した備品の購入費。

(補助金の事前申し込み)

第7条 本補助金を活用する場合は、北川村若者定住促進補助金事前申込書(第1号様式)を住宅新築・増改築工事の契約を行う前に村長に提出し、事前申し込みを村長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 事前申し込みを行った者の中で、補助金の交付申請をしようとする者は、北川村若者定住促進補助金交付申請書(第2号様式)に、次に定める書類を添付して、村長に申請しなければならない。

(1) 共通の添付書類は、次に掲げるものとする。

- ア 補助対象住宅に居住する者全員の続柄等のわかる住民票の写し(村内在住者は第2号様式の3同意・誓約事項の1及び2に同意することで省略可能)
- イ 外国人にあっては在留カードの写し
- ウ 工事請負契約書又は売買契約書及び補助対象経費の内訳がわかる書類
- エ 補助の対象となる住宅の位置図
- オ 市区町村税を滞納していないことを証明する書類
- カ その他要件確認に必要と認める書類

(2) 第5条第1項別表区分1における添付書類は、次に掲げるものとする。

- ア 全景が確認できる現況写真
- イ 各階の平面図
- ウ 配置図
- エ 契約書の写し
- オ 建築基準法に基づく確認済証(以下「確認済証」という。)の写し
- カ 新築で補助対象世帯員以外に当該土地の所有者がいる場合は、対象工事を行う土地の所有者の承諾書(第3号様式)
- キ 併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面

(3) 第5条第1項別表区分2における添付書類は、次に掲げるものとする。

- ア 増築または改修する部分の内観及び外観の現況写真
- イ 増築又は改修の前後が確認できる平面図・配置図
- ウ 契約書の写し
- エ 建物の登記事項証明書(全部事項証明書)の写しまたは建築物の所有者、所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの
- オ 補助対象世帯員以外に当該住宅の所有者がいる場合は、対象工事を行う住宅の所有者の承諾書(第3号様式)
- カ 併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面

(交付の条件)

第9条 次に掲げる事項を誓約することを交付の決定の条件とする。

- (1) 本補助金にて新築・増築または改築した住宅に補助金交付決定時点から 22 年を経過する前に申請者、その配偶者及び 1 親等内の親族が誰も居住しなくなった場合、速やかに村長に報告し、北川村若者定住促進補助金に関する自主返還申出書（第 4 号様式）を提出しなければならない。なお、村長は当該報告がない場合は、補助金の交付の決定を取消することができる。
  - (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、北川村から求められた場合には、それに応じなければならない。
  - (3) この要綱に基づく村長の指示に従うこと。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を 22 年以内に補助金の交付の目的に反して使用してはならないこと。
  - (5) 補助金の交付を受けた日から 22 年間において、村が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- 2 村長は、交付した補助金について、前項第 1 号に定める北川村若者定住促進補助金に関する自主返還申出書（第 4 号様式）が提出された場合、補助金額に 22 を除したうえで、交付決定日から要件を満たせなくなったことが判明した年数を 22 年間から差し引いた年数を掛け合わせた額について返還を請求することとする。
- 3 村長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。
- ア 虚偽の申請等をした場合
  - イ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
  - ウ 補助金の交付決定を取り消された場合

#### （補助金の交付決定及び通知）

- 第 10 条 村長は、第 8 条の規定に基づく交付申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の決定をする場合は、補助金交付決定通知書（第 5 号様式）により、交付しないと決定したときは補助金交付却下通知書（第 6 号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 2 前項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができる。

#### （申請内容の変更）

- 第 11 条 前条第 1 項の規定により補助金交付決定通知を受けた申請者が、申請の内容等を変更するときは、補助金変更承認申請書（第 7 号様式）を村長に提出しなければならない。
- 2 村長は、前項の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の変更交付の決定をするときは、補助金変更交付決定通知書（第 8 号様式）により申請者に通知し、または

変更により補助金を交付することが適当でないと認められた時は、速やかに補助金を交付しない旨を補助金変更交付却下通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 第10条第1項の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者が、補助内容の取下げをする場合は、交付申請取下げ届（第9号様式）を村長に提出しなければならない。

（補助事業の完成報告）

第13条 申請者は事業が完了したときは、補助事業完了届（第10号様式）に、第5条第1項別表の区分に応じて次に掲げる書類を添えて村長に報告しなければならない。

（1）区分1 新築費用

- ア 完成図面
- イ 建築基準法に基づく検査済証の写し
- ウ 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写しまたは建築物の所有者、所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの
- エ 補助対象経費がわかる経費内訳書
- オ 補助対象者が補助金分の金額を支払ったこと及びその費用を確認できる領収書等の写し

（2）区分2 増築・改修費用

- ア 増築または改修した部分の内観及び外観の現況写真及び工事位置を示すもの
- イ 完成図面図
- ウ 建築基準法に基づく検査を行った場合は、検査済証の写し
- エ 補助対象経費がわかる経費内訳書
- オ 補助対象者が補助金分の金額を支払ったこと及びその費用を確認できる領収書等の写し

（補助金の額の確定）

第14条 村長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知（第11号様式）により、申請者に通知する。

（補助金の交付請求及び交付）

第15条 補助対象者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（第12号様式）により、村長に補助金の交付を請求するものとする。

2 村長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（概算払）

第16条 村長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、概算払による交付できる額は第10条に規定する補助金交付決定通知書（第5号様式）、もしくは、第11条に規定する補助金変更交付決定通知書（第8号様式）に記載された交付決定額を上限とする。

2 前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（第13号様式）により、村長に請求するものとする。

（概算払の精算）

第17条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた場合は、第10条に規定する補助金交付決定通知書（第5号様式）、もしくは、第10条に規定する補助金変更交付決定通知書（第8号様式）に記載された交付決定額を上限に、補助金概算払精算書（第14号様式）により精算手続きをとらなければならない。また、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第18条 村長は、申請者が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。
- (2) 第3条、第4条、第5条の要件を備えていないことが判明したとき。
- (3) 第6条の費用が含まれていることが判明したとき。
- (4) 第9条第1項の条件に反したとき。
- (5) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において申請者に対し、期限を定めて当該補助金の全部または一部の返還を命じるものとし、補助金交付取消通知及び返還命令書（第15号様式）を送付するものとする。

3 交付対象者は、前項の規定により返還を命じられたときは、村長が命じた日の翌日から30日以内に当該補助金を返還しなければならない。

4 村長は第1項の規定に基づく交付決定の取り消しにおいて、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象者の申請により、当該補助金返還の期限を延長することができる。

(取得財産の管理及び処分)

第19条 補助金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められる耐用年数等に相当する期間を勘案して村長が定める期間（以下「法定耐用年数」という。）において、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 交付対象者は、補助事業に係る書類を10年間保管しておかなければならない。

3 交付対象者は、取得財産については、法定耐用年数内において、村長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して売却、使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 天災による破損等、交付対象者の責めに帰すべき事由以外の事由で取得財産を処分するとき

(2) 交付対象者及び配偶者の死亡、身体の不調等その他交付対象者の責めに帰すべき事由以外の事由により、取得財産を使用できなくなった場合（ただし、処分することによって利益を生じる場合は返還金を求めるものとする）

(3) その他村長が認めたとき

3 交付対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ北川村若者定住促進補助金により取得した財産の処分に関する承認申請書（第16号様式）を村長に提出しなければならない。

4 村長は、第3項の規定による届出書の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、適当と認めたときは、処分の承認をし、取得財産等処分承認書（第17号様式）を交付対象者に通知するものとする。

(立入検査等)

第20条 村長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助対象者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な場合は住宅等に立ち入り、調査させ、関係者に質問させること（以下、立入検査という。）ができる。

2 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合はこれを提示しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条、第18条、第19条、第20条の規定は同日以降もその効力を有する。

別表（第5条関係）

区分		補助対象経費	内容	補助率
1	新築費用	申請者及び配偶者等が自ら居住するための村内の住宅の新築に要する費用	・新築住宅の工事費 ただし、車庫、倉庫、外構部分及び家具家電等の独立した備品の購入費は除く	交付対象経費の総額の1/3以内（上限700万円）
2	増築・改修費用	申請者及び配偶者等が自ら居住するために行う以下のいずれかの工事に係る経費 ・2世帯住宅にするためのリフォーム ・子どもが増えたことに対応する間取りの変更のためのリフォーム ・築年数が22年以上の老朽物件のリフォーム	・居住部屋、浴室、洗面所、台所、トイレ、玄関の増設または改修工事費 ・間取り変更工事費 ・外壁、屋根の改修工事費 ・排水設備、電気設備、給湯設備等の改修及び設置工事費 ・床、内装、天井等の改修工事費 等	交付対象経費（下限90万円）の総額の1/3以内（上限400万円）